

関東信越税理士会 熊谷支部3月例会次第

日時 平成24年3月27日(火)
午後4時00分～
場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- | | | | |
|--------------|----------------------------|---|------------|
| (1) 2月 7日(火) | 例会・署との協議会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (2) 2月 7日(火) | 支部確定申告研修会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (3) 3月11日(日) | 富岡清後援会新春の集い | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (4) 3月13日(火) | 埼玉県立深谷商業高等学校情報会計専攻科修了証書授与式 | 於 | 深谷商業高等学校 |
| (5) 3月21日(水) | 県連支部長会 | 於 | 埼玉県税理士会館 |
| (6) 3月21日(水) | 税理士による上田清司後援会役員会 | 於 | 埼玉県税理士会館 |
| (7) 3月26日(月) | 熊谷青色申告会決算・申告指導反省会 | 於 | 矢ない |

2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 例会・署との協議会
日時 3月27日(火)午後4時00分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 確申期慰労会
日時 3月27日(火)午後5時00分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (3) 正副支部長・地域長会議
日時 3月30日(金)午後5時00分～
場所 支部事務局
- (4) 正副支部長・署との協議会
日時 4月2日(月)午後4時00分～
場所 熊谷税務署
- (5) 例会・地域例会・署との協議会
日時 4月9日(月)午前9時30分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (6) 県連常務理事会・理事会・税理士による上田清司後援会総会
日時 4月9日(月)午後2時30分～
場所 パレスホテル大宮
- (7) 社会保険労務士会熊谷支部通常総会
日時 4月27日(金)午後3時00分～
場所 マロウドイン熊谷

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

- (1) 関東信越税理士会情報
- (2) 埼玉県税理士会支部連合会情報
- (3) 熊谷支部各部会情報
- (4) その他

平成24年3月27日

会員各位

税理士会熊谷支部

綱紀監察部長 澤田勝利

平成24年度「税理士及び職員等名簿」の取り扱いについて

(連絡)

標記について、平成24年3月15日付県連綱紀監察部長から概要下記のとおり連絡がありましたのでお知らせします。

記

名簿の手書き作業の簡略化及び次年度以降の継続利用を可能とするためEXSEL形式の名簿様式を暫定的な措置とし、本年から実施されることになり、本会ホームページで3月15日付掲載し告知されます。(本会会報3月15日号でも告知されます。)

ホームページにおける告知の概要

1 掲載月日等

平成24年3月15日(木)

本会ホームページ トップ画面の「最新更新情報」に告知

2 様式掲載場所

ホームページ内会員メニュー 会員ログイン



会員専用サイト内 おすすめコンテンツ「綱紀監察関係資料集」に掲載

熊谷支部事務局併設税務相談当番表

当番月日	当番会員名	備考
24. 4. 2 (月)	小林拓人	
24. 4. 5 (木)	櫻井富美子	
24. 4. 9 (月)	須永栄子	
24. 4. 12 (木)	戸井田浩	
24. 4. 16 (月)	戸井田利夫	
24. 4. 19 (木)	中村武司	
24. 4. 23 (月)	橋本泰久	
24. 4. 26 (木)	堀越雄司	
24. 5. 10 (木)	前島義徳	
24. 5. 14 (月)	吉田貴之	
24. 5. 17 (木)	山川宏之	
24. 5. 21 (月)	秋池正江	
24. 5. 24 (木)	足立憲夫	
24. 5. 28 (月)	大久保匡志	
24. 5. 31 (木)	荻野正博	
24. 6. 4 (月)	笠原行男	
24. 6. 7 (木)	金子良光	
24. 6. 11 (月)	木藤久丹江	
24. 6. 14 (木)	黒須克仁	
24. 6. 18 (月)	高岡 洋	
24. 6. 21 (木)	高橋信雄	
24. 6. 25 (月)	高橋幸一	
24. 6. 28 (木)	武田 哲	
24. 7. 2 (月)	土屋政信	

*午後1時30分～4時00分

*原則として予約制の為、予約の無い場合は事務所待機にて対応して下さい。
(相談があった場合は電話にてご連絡します。)

住民票の写し等の第三者交付にかかる本人通知制度について

制度の概要

熊谷市では住民票の写しや戸籍謄本などを本人の代理人や第三者に交付したとき、事前に登録した人に対してその交付した事実を通知する「本人通知制度」を、平成22年6月1日から実施しております。

これは身元調査のために戸籍謄本等を不正に取得する事件が起こっていることから、その対策として導入したもので、この制度により、住民票や戸籍の証明書が第三者に交付されたことを本人が早期に知ることができます。

また、本人通知制度が周知されることにより、住民票の写しなどの不正請求の未然防止につながります。

事前登録

この制度の利用には事前の登録が必要です。

登録を希望される方は、本人確認書類(運転免許証・パスポート・顔写真入りの住民基本台帳カードなど)をお持ちのうえ、登録の手続きをしてください。

【申請窓口】

- ・本庁市民課
- ・大里行政センター市民福祉課
- ・妻沼行政センター市民環境課
- ・江南行政センター市民福祉課
- ・各出張所

※郵送による事前登録の申し込みも受付しております。

以下のものを郵送で熊谷市役所市民課あてにお送りください。

- ・本人通知制度事前登録申込書
- ・本人確認書類(運転免許証など)のコピー

事前登録対象者

- 1 本市の住民基本台帳又は戸籍の附票に記録されている人
- 2 本市の戸籍に記載されている人

事前登録に必要なもの

- 1 窓口に来られる人の本人確認書類(運転免許証・パスポート・顔写真入りの住民基本台帳カード)又はその他の証明書

- 2 代理人(請求できる者から委任を受けた人)の場合は代理人選任届(委任状)、法定代理人(未成年者の場合など)の場合は戸籍謄本などの資格を証する書類

本人通知の対象となる証明書

事前登録した者に係る下記の証明書

- 1 住民票(除票を含む。戸籍の記載があるもの)の写し
- 2 住民票記載事項証明書(除票に記載された事項に係る証明書を含む戸籍の記載があるもの)
- 3 戸籍(除籍を含む。)の謄本又は抄本
- 4 戸籍(除籍を含む。)全部事項証明又は個人事項証明
- 5 戸籍(除籍を含む。)に記載された事項に関する証明書(戸籍届書にかかる証明書を除く。)
- 6 戸籍(除籍を含む。)の附票の写し

通知の対象となる場合

1 住民票の証明の場合

本人又は同一世帯の方以外の方から請求があり交付した場合

本人又は同一世帯の方の委任を受けた代理人から請求があり交付した場合

2 戸籍の証明の場合

本人、配偶者又は直系尊属・直系卑属の方以外の方から請求があり交付した場合

本人、配偶者又は直系尊属・直系卑属の方の委任を受けた代理人から請求があり交付した場合

・どちらの場合も国及び地方公共団体の機関等から請求があり交付した場合等を除きます。

交付事実の通知

事前登録された方の住民票の写し等を交付した場合、通知書により下記の事項を通知します。

- 1 住民票の写し等の交付年月日
- 2 種類、通数及び交付請求者の種別
- 3 交付請求者の種別

【問い合わせ先】熊谷市役所市民課(電話048-524-1111 内線265)
(郵便番号360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1)

日本公庫 国民生活事業から「金利」に関するお知らせ

24年度から金利体系が変更になります！！

「担保・保証」の条件により異なる金利が適用されます。

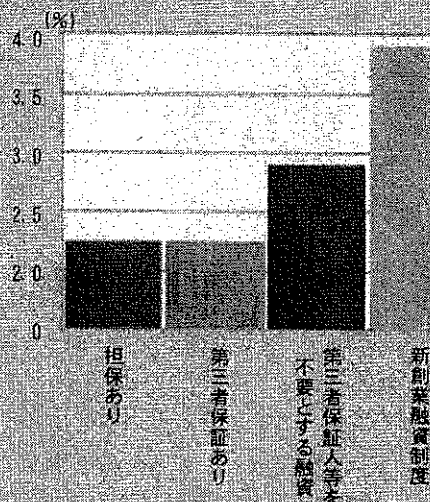
《主なポイント》

・担保をご提供頂いた場合は、担保等の状況に応じて異なる金利が適用されます。

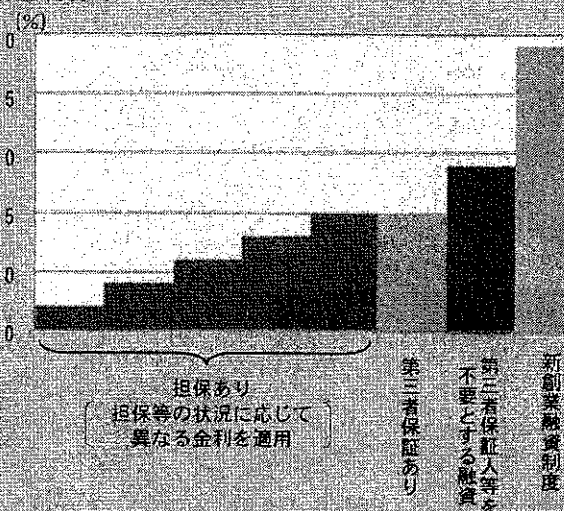
(※)「第三者保証人等を不要とする融資」および「新創業融資制度」を適用する融資については、今回の変更の対象ではありません。

【金利水準のイメージ】

○現行



●新金利体系



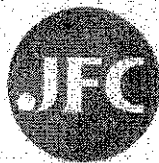
(※)表中の金利はイメージであり、24年度の金利水準を示すものではありません。

(注1) 普通貸付（一般貸付）、特別貸付及び生活衛生資金貸付の直接扱を対象とし、代理貸付および次の制度は対象外とする予定です。

挑戦支援融資制度、経営改善貸付、生活衛生改善貸付、災害貸付、教育資金貸付、恩給担保貸付、厚生年金等担保貸付、記名国債担保貸付、東日本大震災復興特別貸付（震災セーフティネット関連を除く。）

(注2) これまでと同様に、お使いみち、返済期間、ご利用いただく融資制度等によっても金利が異なります。

(注3) 平成24年4月利率改定分からの導入を予定しています。



日本政策金融公庫

国民生活事業

※ご不明な点は、最寄りの支店（国民生活事業）の窓口までお気軽にお問い合わせください。

信頼と安心を、明日のためへ。



日本公庫

検索

これからは、インターネットでカンタン申請！

平成24年
4月2日
から

埼玉県で
法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の
電子申請・届出サービスを開始します！

電子申告に加えて
電子申請・届出が
できるようになりました！



埼玉県のマスコット「コバトン」

新たに利用できる電子申請・届出サービス

- 法人設立（設置）届出書
（法人の設立等報告書（埼玉県税条例施行規則・別記様式第28号））
- 異動届
（法人の名称変更等の報告書（埼玉県税条例施行規則・別記様式第28号の2））
- 法人税に係る確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書
（第12号様式）
- 申告書の提出期限の延長の承認申請書（二）
（第13号の2様式）

電子申告等のメリット

- 自宅やオフィスのパソコンから申告。紙での提出は不要です。
- 複数の地方公共団体へまとめて申告できます。
- 市販の税務会計ソフトのデータを利用して申告できます。

埼玉県の電子申告等の対応状況

電子申告

予定申告 中間申告
確定申告 修正申告
清算確定申告

電子申請・届出

法人設立（設置）届出
異動届出 延長申請・届出
※平成24年4月2日からサービス開始

電子納税

対応していません

利用手続きの詳細は、eLTAX ホームページから

エルタックス

検索



<http://www.eltax.jp/>

発行：埼玉県総務部税務課

Tel 048-830-2657